

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報6号

2010年9月6日

名古屋市瑞穂区内町1-15加藤中央

TEL/FAX 052-811-8069

URL : <http://www.dousuiro-aichi.org/>

COP10理念に逆行の「導水路」事業は中止すべきだ！ 8/23(月)住民訴訟・第6回口頭弁論が開かれる

今年の夏は、炎暑酷暑のなか熱中症で死者が続出する異常気象。例年はお盆を過ぎれば暑さも和らぐところ、第6回口頭弁論当日も朝から真夏の太陽が照りつける真夏日となりました。

20人を超える原告・会員・支援者らは猛暑のなか、午後1時に裁判所前へ集合。恒例の事前集会では、各団体の近況などを交流しました。

原告陳述は、近藤 圭治氏が市民オンブズマン・タイアップグループ(税金無駄遣いの監視)の活動経験にもとづき、
公金支出の合理性、住民が提起する公金支出差止請求の意義を力強く意見陳述(P2~P3収録)しました。



桜華会館での報告集会では、在間弁護士より準備書面のやり取りが報告されました。特徴的な出来事は、原告側が今回被告側に質した<平成27年度の需給想定値は、飽くまでも<昭和55年度から平成12年度までの過去の実績を用いて想定されたものであり、その合理性には疑問の余地はない>としているが、「平成20年度までの公表資料ではどうなるのか?」との核心に迫る問いかけです次回「第7回口頭弁論」の原告側準備書面で明らかにされることとなりました。



- 次回(第7回)裁判の日程 -

- *とき 10月20日(水)11時~(10時30分に裁判所前で事前集会)
- *ところ 名古屋地方裁判所・1号法廷(西側歩道から入廷できます)
- *内容 原告・服部房親氏の意見陳述、原告・被告間の準備書面やり取りなど

- 目次 -

- P 1~3 8/23(月)「導水路」住民訴訟・第6回口頭弁論が開かれる
- P 4~5 「設楽ダム判決書」を大曲解、愛知県知事の曲解
- P 6~8 **投稿** 2つの「中間」と私たちの新たな決意
- P 9~11 8/30(月)一審から後退の不当判決!!「新川水害損害賠償」控訴審
- P 12 シンポジウム・集会・イベントなど 皆さまへ参加のお願い

平成21年(行ウ)第49号公金支出差止請求事件

原告 小林収外91名

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成22年8月23日

原告 近藤 奎治

私は、名古屋市天白区原に住む近藤奎治と申します。私は、とにかく税金の無駄遣いを止めさせたいという一心で、本件行政訴訟の原告になりました。現在は、名古屋市民オンブズマン・タイアップグループの一員として、微力ではありますが、税金の無駄遣いの監視活動をしています。

私は、陳述の機会を得ましたこの場で、大きく二点のことを述べたいと思います。その1は、被告・愛知県が陥っている財政状況の中で、本件公金支出における合理性の問題であり、その2は、本件裁判のように住民が提起する公金支出差止請求の意義についてであります。

私は、去る6月12日、本件行政訴訟を支えている「導水路はいらない!愛知の会」が主催した会合で、名古屋市立大学の山田明教授の、「愛知県財政と公共事業」と題する講演を聴くことができました。

教授によれば、愛知県の県債残高、つまり弁済しなければならない借金の額は、平成22年度末には4兆5千億円を超えるということです。愛知県の県債残高は、1兆円を超えた平成2年度から今年度まで、ズーと増え続けています。それは、この間、万博や中部国際空港などの巨大プロジェクトをやり抜くために、毎年度巨額の県債を発行し続けてきたためであり、万博後は、長良川河口堰、徳山ダムなど、水資源開発施設の建設負担金が、軽視できない比重を占めてきたことは明らかです。

しかも、一昨年秋に発生した世界大不況は、県下の最大企業であるトヨタ自動車であっても、その基盤は極めてもろいものであることを露呈させ、その結果、愛知県の法人二税の収入は激減しました。端的に言えば、国の国債と同じく、愛知県の県債の返済はすでに不可能な事態に陥っていると断言しても言い過ぎではありません。だからこそ、私たちの世代は、貴重な税金を不要不急な事業に支出することは厳に慎んで、万人の目から見て明ら

かに必要な施策への支出に限定すべきであり、この点にこそ、事業の合理性の根拠が求められるべきだと考えます。これに反して、「先行投資」という美名に隠れて、その効果に争いがある事業に支出を続けることは、結果として、後代の人々に重い財政的負担のみを背負わせることになりかねません。

ところで、私は、去る6月30日、設楽ダム建設への公金支出の差止を求める裁判の判決法廷を傍聴しました。残念ながら原告住民側敗訴の判決でした。私は、原告側があれほどまでの資料を集め、あれほど多彩な証人を用意したのに、何も立証できなかったのかと、残念な思いで判決報告集会に参加しましたが、そこで、利水量の見通しについて、当裁判所が、「平成27年度における愛知県需給想定値に達しない可能性が相当高い」と認定しながら、長期的な見通しにたって水需要の見通しを立てるといふ行政の政策裁量権を強調して、そんな想定でも、「著しく合理性を欠くと断ずることはできない」と結論づけたことを知り、愕然としました。

裁判所が、これほどまでに行政の自由裁量権を認めてしまったら、住民が裁判で税金の無駄遣いを止めさせる道は、ほとんど皆無であると言わざるを得ません。行政官僚が、「下々の民」の将来のことを慮って、「大きめ、大きめ」な公共事業を計画することは、すべて善政とされてしまいます。そこには、もっともらしい計画論はあっても、「下々の民」の血税を有効に使うべきだといふ経営論は全く考慮されていません。

この論理を本件事件に当てはめれば、木曾川水系に深刻な渇水が未来永劫発生しないとは断言はできないのだから、たまたま徳山ダムに貯まっている水を木曾川に導水して万が一に備えるのは、行政の自由裁量権の範囲内だということになってしまいます。その施策によって、いかに生態系が破壊されようとも、そして、いかに税金支出がムダになろうとも、「著しく合理性を欠くと断ずることはできない」ことになってしまいます。

未来永劫を見通すことは、人間である以上、誰にもできません。だからこそ私たちはその蓋然性を争って、情報公開請求制度などで集めた資料をもとに、訴訟を提起しているのです。

地球的な規模で経済成長の限界が指摘され、公的債務の膨張が問題とされる中で、わが国も、愛知県も、深刻な借金財政に喘いでいます。

貴裁判所におかれましては、子孫にツケを回さないという視点から、税金を必要なことに、大切に使うという経営論を踏まえられて、事業の合理性についての確かな判断を示されるよう切望してやみません。

以上

神田真秋・愛知県知事が恣意的な大曲解(?!)

名地裁判決「設楽ダム住民訴訟」の水需給について

「導水路はいらない！愛知の会」
事務局 加藤 伸久

1、はじめに

8月17日(火)、「健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動」に参加している環境団体の代表と神田真秋愛知県知事との話し合いが行われました。海の側「六条潟と三河湾を守る会」から参加した市野「設楽ダムの建設中止を求める会」代表によれば、“環境、生態系を守る”べく「設楽ダム」建設の中止を要望しましたが、県知事の回答は「推進」と従前どおりでした。

そのやりとりが、中日新聞朝刊^{注1}(2010年8月18日)で報道されましたが、名古屋地裁の判断に関しての神田知事の発言「現在の計画が合理性を欠くものではないと理解を得た」は、明々白々の間違いです。

2、判決書にみる名古屋地裁の判断

名古屋地裁は、「愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高い。(判決書^{注2} p 67)」としながら、「豊川水系フルプラン(現在の計画)が著しく合理性を欠くものであると断ずることはできない。(同p 68)」といているのです。

つまり、豊川水系フルプラン(現在の計画)は、「愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高く」合理性を欠いているが、裁量逸脱とする「著しく合理性を欠くものであると断ずる」(「断ずる」とまでいって、恐ろしく高い障壁を設けている)とまでには至らないといているのです。

3、不都合な真実に頼被りの愛知県知事

神田県知事の妄言は、昨年9月29日の県議会でも有りました。朝日新聞朝刊^{注3}(2009年9月30日)の記事では、「導水路事業が中止されれば、愛知県は徳山ダムで得た水を放棄させられるに等しく、その場合は、ダム本体の建設費や維持管理費を負担することに県民の理解は得られない」との知事発言が報道されています。

しかし、愛知県が徳山ダム事業に利水者として参加時には、「渇水対策(治水)容量」(名古屋市が「水利権」半分返上から創設)は存在せず、また、2003~2004年の事業費増額の際、利水者としては単独意思で撤退できるように、法的整備がなされたのに、神田愛知県知事は自力で導水路建設を造ることを前提に徳山ダム建設事業に参加し続けたのが、愛知県当局がひたすら秘匿する“不都合な真実”です。

4、計画策定者・県知事のとるべき態度

神田県知事の「現在の計画が合理性を欠くものではないと理解を得た」との部分は、今でも愛知県弁護士会に弁護士登録をしてみえる神田真秋県知事としては考えられない言辞です。計画策定者としては、合理的な計画に変更するのがあるべき態度ですから、

「愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高く」、不合理な現在の計画は、合理性のあるものに変更すべきですから、直ちに変更するのが計画策定者としてとるべき態度です。

今こそ、県民の付託を受けた神田真秋愛知県知事は、地方自治の本旨に則り、最小の費用で最大の行政効果を得られるべく、ムダな導水路事業を早急に「完全」中止・廃止すべきです。

注 1 中日新聞朝刊(2010年8月18日)

10.08.18 中日新聞(愛知県版)

設楽ダム中止を 県内19団体、知事に要望

環境保護や公害対策も認めろか」と質問。神田知事は「水需要は長期的に判断すべきで、現在の計画が合理性を欠くものではないと理解を得たと判断している」として「県の基本的な考えはあくまで建設推進」と強調した。

設楽ダムについては、名古屋地裁が六月、建設費の一部を県が負担するのは違法だと断じた住民側の請求を棄却。一方で判決は、県による二〇一五年の水需用水の需要想定値について「実際の需要量は、県の想定値に達しない可能性が相当高い」と指摘した。

この日の知事との話し合いで、「六条編と三河編を守る会」のメンバーは「裁判所は水余りを認めているが、環境保護や公害対策も認めろか」と質問。神田知事は「水需要は長期的に判断すべきで、現在の計画が合理性を欠くものではないと理解を得たと判断している」として「県の基本的な考えはあくまで建設推進」と強調した。

市民団体側は「生物多様性条約第十回締約国会議(COP10)の開催地として環境破壊の開発を続けるべきではない」として、トヨタテストコースの計画見直しなども要望。県が焼却炉の設置許可を取り消し、業者が廃棄を断念した春日井市の産業廃棄物処理施設についても意見を交わした。

市民団体と知事の話し合いは一九七七(昭和五十二)年から毎年行われ、今回が三十四回目。(横四男)

注 2 <平成22年6月30日判決言渡>

平成19年(行ウ)第32号 設楽ダム公金支出差止等請求事件(甲事件)

平成20年(行ウ)第3号 ダム公金支出差止請求事件(乙事件)

(判決全文は、<http://no-dam.net/index.html>にアップ)

注 3 朝日新聞朝刊(2009年10月1日)

09.10.01 朝日新聞

導水路中止なら ダム支出不要

愛知県事、国を牽制

前原誠司国土交通相が表明した全国のダム事業の見直しを受けて、愛知県の神田真秋知事は29日の県議会で、徳山ダム(岐阜県)の木曾川水系連絡導水路事業について、「中止であれば、徳山ダムの建設費や維持管理費を支払うことは県民の理解を得られない」と述べ、改めて導水路事業の必要性を強調し、国を牽制した。同事業は、揖斐川上流の徳山ダムの水を長良川と木曾川に導水し、愛知、岐阜、三重の3県と名古屋市で利水する計画。事業中止となった場合、徳山ダムの水は揖斐川のみで流水するため、木曾川から取水する愛知県は利水できないことから、神田知事は「徳山ダムと導水路建設とは一体不可分」と指摘した。

県地域振興部によると、愛知県は徳山ダムの総事業費3341億円のうち約245億円、維持管理費は年間約1億1千万〜1億2千万円ほどを負担しているという。

める)に達するのでしょうか? 期待しがたい話です(「これまでデータを捏造してダムを推進してきました。改心して本当のことを明らかにします」と涙ながらに告白する? ありえない!)

「コスト重視」というのも曲者です。「これまですでにダムに多額のお金をかけてきたのだから、やっぱりダムのほうがコストが安い」話に化けてしまいます。そして「環境(生態系破壊・被害)コスト」は全く念頭にないようです。

この「中間とりまとめ(案)」につき、8月15日締切で「意見募集」がありました。かなりの数の「怒りの意見」があったようです。これらの意見を探り入れると、「中間とりまとめ(案)」を引っ込めるしかなくなるはずですが。

「意見は募集したが中身は無視する」ことにするのか、「厳しい意見が多々あったから『中間とりまとめ』の再検討に時間がかかって、いつまでも『見直し』ができない」ことになるのか、いずれにしても奇妙な話です。

私たちが問題にしている木曾川水系連絡導水路事業の目的には「洪水対策」は一切ありません、「今後の治水対策のあり方」「できるだけダムに頼らない治水」議論とは関係ないはずですが。この導水路も「有識者会議」云々の対象事業に入れることで、実際は「(事業を)止めるのを止める」ことにしかかっていません。

「こんな『中間とりまとめ』なんて知らない! 私たちは民(たみ)の力で止めていく」

他方、今年5月から「木曾川フルプラン中間評価」がありました。2004年の木曾川フルプラン全部変更(=徳山ダム事業費の大幅増額、利水縮小・治水増大)から、5年以上過ぎたから、中間的に点検をする、というのです。

2004年に「徳山ダムをやめさせる会」として、国土審議会水資源分科会木曾川部会に意見書を出しました。「導水路はいらない!愛知の会」は、最初の立ち上がりはこの「徳山ダムをやめさせる会」の後継団体でした(わずかながらも残金を引き継いだ)。その関係もあって、「導水路はいらない!愛知の会」名で(2004年のときと同じメンバーが)、「中間評価」を行う木曾川部会に2つの意見書を出しました(10.6.15 & 10.6.28)。「前から言っているのではないの!木曾川水系では水は余っている。今後一層余っていく。愛知県は資料の取り扱いを誤魔化すな」と。

「2004年木曾川フルプランの誤りを直視しない『中間評価』は無意味。私たちが『評価』する」

木曾川部会の部会長は「未利用水の存在にはじめて言及した」と胸を張ったそうですが、長良川河口堰建設問題のときから、市民側は岩屋ダムの「未利用水」の存在を問題にしてきました。2003年の三重県知事交替に係る「事務引継書」でも、三重県企業庁自身が「長良川河口堰の未利用水の存在」に言及しています。なぜ今「はじめて言及した」のか?

昨年2月、愛知県は、「徳山ダムができちゃったから(導水路を作る)」と言いました。

「徳山ダムができちゃった」ことを背景に「今後の治水のあり方」を言ってみたり、「未利用水の存在」を言ってみたり…素直には受け取れません。

これまで、「総論的には間違っていないこと」を行政側が「はじめて」言い出すときには、常に「次なる施設建設計画」の理由とされていく構造がありました。この導水路事業も、2007年の水資

10.08.12 中日新聞(夕刊)

生態系破壊は
380兆円損失は

国連機関が分析

源白書で述べられた「既存施設の有効利用」を使っています、「既存施設・徳山ダムを有効に利用するために、さらに導水路という施設を作る」というわけです。

8月20日の朝日新聞夕刊には下のような見出しの記事が載りました。(ウェブ版の見出しは『地下水、「満タン」戻った 渇水対策や企業誘致に活用へ』)

10.08.20 朝日新聞

たまった地下水活用へ

規制50年 渇水対策 企業誘致に 国交省が研究



首長に期待しすぎても動かない、大臣に期待しすぎてもやはり動かない。

しかし、このことは、私たちにとって失望・絶望ではありません。「見直し」をして変えていくのは、私たち「民(たみ)」一人一人の力に他ならないことを、また改めて確認できたわけです。

事態の展望は決して暗いものではありません。相当に長期間、導水路事業は、新たな段階(=本体工事)に進む状況ではありません。ブレーキがかかっていくでしょう。

でも正式に止めない限り、いつまでも「水資源機構木曾川水系連絡導水路建設所」は生き残り続け、予算を喰っていきます。「一刻も早く正式中止にする」ことは、次の世代にツケを回さないための私たちの責務です。

行政側のさまざまな「中間評価」や「中間とりまとめ」に一喜一憂するのではなく、私たち自身の手(裁判と世論づくり)で、「木曾川水系連絡導水路事業という愚策」を葬り去る…その決意、その一つ一つの営みこそが、新しい河川・水政策を創造していく、と確信しています。

2010.9.7

徳山ダム建設中止を求める会事務局長 近藤ゆり子

10.08.28 中日新聞

国交省 「未利用水」が存在

木曾川 中間点検案で触れる

国土交通省は、木曾川水系の水需要予測と供給計画をまとめた水資源開発基本計画(フルプラン)について、初めて触れ、「その

在り方を注視していく必要がある」との中間点検案をまとめた。二十七日に国交省で開かれた有識者でつくる国土審議会水資源開発分科会木曾川部会でおおむね了承された。

画(第四次)を需要供給とも大きな支障は生じていない状況と評する一方で、水道用水、工業用水ともに一日の最大取水量の実績が減少傾向にあると指摘。工業用水の供給で

水施設の未整備から未利用水が存在しているとした。未利用水の量は言及していない。フルプランは一九六八年の第一次策定以来、十年に一度見直ししており、現計画は二〇〇四年に全面改定された。

た。中間点検を行うのは初めてで、五月からは審議してきた部会で委員から、開発した水の大半が使われていない長良川河口堰(三重県桑名市)などの未利用水の評価を求める意見が出ていた。

徳山ダムは、実は存在していない「地盤沈下」の対策、すでに自主規制値を遥かに下回っている「地下水揚水」の削減を口実に作られました。

首都圏でも「地下水の適正利用」を掲げてダム建設に反対してきた人々の声を潰しながら、八ッ場ダム計画は進んできたのでした。

「ダムなどの土木施設は、あらかじめきちやったから、次は規制緩和という名前の地下水ビジネスを促進する」ということなのでしょうか？

「政権交代」があり、「見直し」がある。見直すのは常に必要なことです。今問われているのは、誰がどの視点で見直すのか、です。

「被害者は救われず」 - いつまで裁判所は行政追隨の判決を続けるのか -

8 / 3 1 新川決壊水害・損害賠償「控訴審」不当判決！

2000年9月の東海豪雨襲来時に新川堤防が決壊したのは、庄内川の洪水が洗堰を越えて流れ込んだことが原因として、国・愛知県を被告に損害賠償を求めた裁判は08年3月、一審で住民敗訴。災害から住民の生命や産を守る努力こそ「国・愛知県のつとめ」と、原告住民は控訴しました。2年3カ月にわたって争われてきた「控訴審」裁判で、名高裁は8月31日、一審同様 - 「国に落ち度はなし」 - 住民敗訴の不当判決を言い渡しました。

庄内川下流の水災回避のためには、新川の破堤水害は止むを得ないのか！

不当判決は、< 将来、洗堰を閉鎖する国の「改修計画」(1975年)は、東海豪雨の襲来時、庄内川下流部の改修が未竣工であったことや、洗堰そのものが江戸時代に庄内川の洪水調節のために造られたこと、などを理由に、「洗堰閉鎖によって、庄内川下流部が破堤したら、より被害が大きくなった」と判断。また、庄内川の安全確保を優先した河川管理について、大東水害訴訟最高裁判決に沿って、国や県の「河川管理」に落ち度はない > と結論づけた、被害住民にとって許されざる内容です。



「新川決壊水害」損害賠償を請求する訴訟・原告団は上告を表明！

判決後、原告・支援者らは弁護士会館会議室にて「報告集会」を開催。冒頭、「データーを



ため住民が立証作業」「高齢の原告が無念に死去」という不条理で困難な裁判を続けてきた原告団より、怒りと落胆の発言が相次ぎました。

在間弁護団長より、「堰の完全閉鎖が望ましいとしながら、不合理はないとした矛盾した判決だ」発言の後、原告側作成「庄内川河川管理に係わる国の管理責任」(枠内参照)について逐条解説がありました。記者会見に答えて、新木原告団長は「上告する方針」を表明しました。

左岸側排水ポンプの停止を組み入れた洗堰の閉鎖を行うとともに、現況堤防高が計画高水位より低くかつ上下流よりも低い一色大橋下流のパラペットを上下流と連続的な高さにするなど暫定的な僅かな堤防の暫定嵩上げを同時進行で行えば、治水事業予算という財政的制約の下で、改修途上河川として最も効果的かつ効率的に、洗堰下流の庄内川下流を全川にわたって等しい高さ安全度にして、かつ新川の治水安全度も高めることができるのである。

被控訴人国が、河川管理者として、昭和50年工事実施基本計画策定から本件洪水までの25年間の長期にわたってこのような措置をとらなかったために、本件洪水において、庄内川では一色大橋下流右岸で越水し、そのうえで新川では本件破堤が起こったのである。

被控訴人国が防止できたにもかかわらず起こしてしまった新川での本件破堤が返す返すも残念でならない。

「新川決壊水害訴訟」控訴審を

支援・傍聴の皆さま方へ（お礼）

「新川決壊水害訴訟」原告団・事務局の池谷武生です。
名地裁へ提訴以来、これまで格別なご支援をいただき有難うございます。

また、このたびは、多数の市民、住民の方々に傍聴いただき、当原告団にとって大変心強い支援となり、おおいに励ましていただきました。

原告であることの重圧に耐えかねている原告もいましたが、傍聴席や記者会見場を埋める多数の支援者を目にして、小さな原告団（被災者集団）ではない事を確認できました。

そして、もう一度頑張ろうと言う想いを抱き、大変喜んでおります。皆様方に厚くお礼申し上げます。



ご存知のように、8月31日の名古屋高裁民事2部の「新川決壊水害訴訟判決」は、不当の域を越えていました。判決要旨で明らかなように、希に見る低レベルの判示でありました。恐らく、裁判官は、原告準備書面が理解できず、安直に国準備書面をそのまま判決文に掲載したのではないかと考えられます。

それは、判示に続く、判断の背景や証拠が示されていないことから、読み取れます。判決文を見ても、判示の論理に矛盾があり、また、判示の論拠を明示していません。

この判決で、最も特徴的なことは、在間弁護士が記者会見で説明されたように、「原告が第5、第6準備書面で極めて明確に述べた、本訴訟の核心部の内容について、すべて判断を回避し、何も判示しなかった」ことです。

裁判所は、判決に際して、控訴審で議論した内容を公平、公正に判断する義務と責任を負っていることを、既に忘れ去り、判決と言う結論だけを急いで作ったようにも見えます。

当原告団は、この判決には、「核心部の争点論理について判断を回避したこと」、「判示の論理に矛盾があること」、「判示の論理において、誤認や誤解があること」、「大東水害訴訟最高裁判例の理解不足による判示」があると思われるので、公平、公正な判決判断を下したとは到底思われません。

当原告団は、上告の準備に入りました。9月4日に、原告団臨時総会を開催し、上告審原告団を結成します。

上告手続後、最高裁上告審に入りますが、当原告団は、「差別的な庄内川河川管理施設である『洗堰』の閉鎖」を求めていきます。新川流域住民が安心して暮らせる住環境を確保する為に、原告一人ひとりが、できる事を、できる時に、できる範囲で続けていきます。

今後とも皆様のご支援をお願い致します。

2010年9月2日

「新川決壊水害訴訟」原告団・事務局長 池谷 武生

「怒り覚える」原告団落胆

東海豪雨訴訟 行政責任を限定解釈 住民控訴棄却

00年9月の東海豪雨で31日、住民側の控訴を棄却した名古屋高裁の流域住民21人が起こした国家賠償請求訴訟。愛知県弁護士会館で記



判決に対し不満を述べる新木和雄原告団長一名古屋市中区の弁護士会館で31日、兵藤公治撮影

「悔しいだけでなく怒りを覚える。(判決は)庄内川が破壊すればすべし」といふ損害になるから新川は(被害を受けても)仕方がないという。こんなばかな話はない」と憤った。住民側は上告する方針。国は08年に策定した庄内川水系河川整備計画で改めて堰の閉鎖方

住民側は上告へ

住民側の控訴を棄却した名古屋高裁の中村一

の閉鎖に先立って実施していた国の河川管理に格別不合理はない」と認定。過去の水害訴訟と同様、行政の管理

責任を限定的に解釈した最高裁判例を踏襲し、住民側に厳しい判断を示した。判決は、大東水害(大

阪府)訴訟の最高裁判決(84年)に沿い、国・県の責任を検討。堰閉鎖より下流部改修を優先した国の庄内川改修計

画について①下流部は堰閉鎖を優先するべき特段の事由があったと認められない」として、国に落ち度はないと判断した。また、県が堰閉鎖を

ら「堰閉鎖を優先するべき特段の事由があった」と認められない」として、国に落ち度はないと判断した。また、県が堰閉鎖を

に、発展がなかったと話した。一方、代理人の在間正史弁護士は「国の準備書面コピーした判決だ」と非難した。高木香空稲垣衆史、沢田勇

2010/09/01

毎日新聞・朝刊

②下流の堤防協や堤防上の地区の用地買収が進まなかった(社会的制約)③多種多様な行政需要の中で治水事業に投じられる資金は限界があった(財政上の制約)——と認定。さらに、過去に庄内川の洪水で新川が破壊したことはないことか

1審原告団長で09年10月に亡くなった井上貞夫さんの妻敏子さん(68)＝西区＝はこの日、井上さんの遺影を手に判決を聞いた。裁判を気にしながら亡くなったので、控訴審を聞いて怒っていると思う」と涙を流した。

判決は過去の水害訴訟同様、大東水害訴訟最高裁判決に沿って行政責任を限定解釈した。名古屋市中区並地区の住民が市に書賠償を求めた東海雨野並訴訟(07年、民敗訴確定)で控訴・上告審の原告団長を務めた池上禎彦さん(67)＝天白区＝は「私たちの裁判を踏み台として行政に新たな対しをしてもらいたい

シンポジウム・集会・イベントなど 皆さまへ参加のお願い

9 / 18 シンポ ～ COP10に向けて“われらと生き物の未来” — 生物多様性環境訴訟の現状と課題 — (同封チラシ参照)

人の活動によって、おびたしい数の種が絶滅しました。75年以降の種の絶滅速度は年間4万種との推定もあります。生物多様性の損失を止め保全していくことは、地球規模での急務です。

本シンポジウムでは、「導水路」住民訴訟の在間弁護団長ら5人をパネラーに、生物多様性保全の観点から、現在の環境訴訟の到達点を明らかにし、今後の生物多様性関連の訴訟や法制度の課題について話し合われます。

*と き 9月18日(土)午後1時～同5時

*ところ 愛知大学車道校舎 K201・202室(地下鉄桜通線・車道駅下車、徒歩2分)

9 / 19 設楽ダムの建設中止愛知県民会議(仮称)設立集会 ～ COP10開催地の責任を問う!～ (同封チラシ参照)

<共催 「設楽ダムの建設中止を求める会」 問合わせ、事務局(奥宮宅・Fax0532-54-7305)>

同 「設楽ダムの建設中止!名古屋の会」(宮永共同代表宅 052-524-1586、Fax701-0912)

名地裁は今年6月、設楽ダム「訴訟」で住民敗訴の不当判決を言い渡しました。原告団はただちに控訴。また、「設楽の会」「同名古屋の会」では“造ることのみが目的”のダム建設中止をめざし、巨額の公費ムダ遣い・環境破壊の愛知県政の流れを変えようと「県民集会」を開催します。

*と き 9月19日(日)午後1時30分～同4時30分

*ところ ウィンク愛知(旧中小企業センター跡、ミッドランドスクエア東)1102

9 / 26 ～庄内川上流域を「原発ゴミ(死の灰)」捨て場にするな 「東濃地科学センター(瑞浪超深地層研究所)」現地見学会

<主催 阿寺溪谷を愛する下流市民の会> 問合わせ・申込みとも、事務局(加藤宅・Fax052-811-8069)

高レベル放射性廃棄物処分場は、高知県東洋町など公募を検討した地域での強い反対運動で、どこも引き受け手なしの状況。「研究所」のある名古屋近郊・東濃の危険性は増大しています。

*と き 9月26日(日)午前8時45分集合(出発9時)

*ところ 名古屋市役所本庁舎前付近の歩道上

*参加費 5千円(マイクロバス交通費、弁当・お茶、資料代)

*共催 東濃・下伊那とその下流域を核のごみから守る連絡会

10 / 11 「いまじんウォーク」(いのちの共生を未来へ) ～ 15 ～ 徳山と設楽から COP10会場まで歩きます～

<問合わせ:実行委員会>(052-834-0553、info@imagine-walk.com HP:<http://imagine-walk.com/>)

いまじんウォーク(～想像してごらん・・・いのちのある風景を!)

*徳山コース 10/11 徳山 12・揖斐川町 13・池田町 14・輪之内町 15・津島市 会場

*設楽コース 10/11 設楽 12・新城市 13・豊川市 14・岡崎市 15・刈谷市 会場

COP10前夜祭「葦原の国・水と炎の饗宴」(出演:大倉正之助・MINEHANA)

*と き:10月17日(日)夕刻から(入場料は未定)

*ところ:名古屋国際会議場・東横の堀川沿岸(予定)